

令和 5 年
議会基本条例の評価
(令和 4 年度対象)

令和 5 年 4 月
大刀洗町議会

令和5年

議会基本条例の評価(令和4年度対象)

I 議会基本条例の趣旨・目的等

大刀洗町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される大刀洗町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選ばれた大刀洗町長（以下「町長」という。）とともに、二元代表制のもと、町民の信託を厳粛に受け止め、町民全体の福祉の向上を議会における討議により実現し、将来に向って町民との約束を果たすため、この議会基本条例を制定した。

地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。情報の公開、住民の議会への参加、議員同士の活発な議論の推進をとおして、町民に信頼され、存在感のある議会を築くものとする。

地方分権の時代にふさわしい町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために、必要な議会運営の基本事項を定めることによって、情報公開と町民参加を基本にした町民に信頼され、存在感のある議会をつくることを目的とする。

II 点検・評価の対象及び実施方法

- (1) 対象：令和4年度の議会活動状況及び議会運営の推進状況
- (2) 方法：
 - ①点検・評価にあたっては、住民からの意見も参考にする立場から議会モニターの意見も参考にする。
(会議の運営状況について、点検・評価)
 - ②議会報告会やホームページ等で評価内容を公表する
- (3) 評価の基準

| | |
|---|-----------------------------|
| ◎ | 十分に目標を達成している |
| ○ | 概ね目標を達成しているが、改善の余地がある。 |
| △ | 改善の努力と強化が必要である。 |
| × | 目標達成がなされていない。今後、取り組みが必要である。 |
| - | 評価の対象外、または他の条文で評価 |

III 議会運営及び活動内容

1 議会の運営原則・議員の活動原則

| 区分 | 評価項目 | 現状(自己評価) | R3 | R4 | 対応 |
|----------------|--|--|----|----|----------|
| 第2条 議会の運営原則 | (1) 町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた分かりやすい議会運営を目指すこと | 本条例に基づき、議会報告会の実施や会議の公開、情報公開、討議の充実などに取り組んでいます。詳細は各条文で検証します。 | — | — | 関連：第3条以降 |
| | (2) 正副議長の選出にあたり、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けること | 4年度は正副議長選挙が実施されなかつため評価対象外です。なお令和元年度の選挙時には所信表明を実施しました。 | — | — | |
| | (3) 町民本位の立場から、町政運営に対する監視及び評価に努めること | 関連する条文で検証します。 | — | — | 関連：第4条以降 |
| 第3条 議員の活動原則 | (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を中心に進めること | ・月1回の定例全員協議会を実施しています。 ・会期中、すべての議案に対して自由討議の場を設けています。 | ○ | ○ | 関連：第8条 |
| | (2) 町政の課題全般について、町民の多様な意見を的確に把握すること | 議会としては、毎年の議会報告会のほか、議会モニター、各種団体との意見交換会を推進しています。今年度は町の公民館講座サークルとの意見交換会を再開しました。 | — | — | 関連：第4条 |
| | (3) 自己の能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をするこ | 議員個人の努力目標を規定したものであり、評価対象外とします。 | — | — | |
| | (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域に偏ることなく、町民全体の福祉の向上を目指すこと | 議会報告会を開催し、議会として住民の意見、要望等をお聞きして対応を公表しています。関連する条文で検証します。 | — | — | 関連：第4条 |
| | (5) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること | 議会の個人情報の保護に関する条例制定は発議しましたが、政策に関する議員立法は行っていません。 | △ | △ | 関連：第8条 |

2 町民と議会の関係

| 区分 | 評価項目 | 現状 | R3 | R4 | 対応 |
|-------------------------|--|---|----|----|--|
| 第4条 町民参加及び町 民との連携 | (1) 議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない | ・議会広報の速やかな発行に努めるとともに、審議状況や住民意見の紹介など情報公開を進めています。 ・インターネットを活用し、議会映像中継や審議結果などの情報を公開しています。 | ○ | ○ | ホームページ等の充実について調査・研究を進めており、コンテンツを追加予定です。 関連：第12条 |
| | (2) 本会議をはじめ全ての会議を原則公開するものとする | 会議はすべて公開しています。昨年度、協議会室に卓上マイクを設置し、発言が聞き取りやすくなりました。 | ◎ | ◎ | 委員会の動画配信などの要望がありますが、設備や費用の面から実現に至っていません。 |
| | (3) 請願及び陳情を政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けること | 請願審査においては請願者の意見を求めていますが、陳情は配布のみの取り扱いとされています。 | ○ | ○ | 陳情の取り扱いについて検討が必要と考えます。 |
| | (4) 町民及び町民団体の意見収集に努め、議会及び議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大を図るものとする | ・4年度は2年ぶりに4カ所で開催し61名の参加、121件の意見が出されました。 ・議会モニターとの意見交換は4回開催し、全議員が参加しました。 | △ | ○ | 収集した意見をどう政策立案に反映させるかなど、なお充実が必要と考えます。 関連：第4条の(6)(7)、第10条 |
| | (5) 議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供をする | 議案に対する賛否や、討論の要旨を議会広報に掲載しています。 | ◎ | ◎ | 関連：第12条 |
| | (6) 前項の目的を達成するために、各種団体等との意見交換会、年1回以上の議会報告会を開催するものとする | 議会報告会は3年ぶりに4カ所で開催しました。また、町の公民館講座サークルとの意見交換会も3年ぶりに実施しました。 | ○ | ○ | 引き続き議会報告会や各種団体との意見交換会を実施し、住民の意見収集に努めます。 |
| | (7) 議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする | 4年度は5期目として8名の方に就任していました。毎定例会後に全議員と意見交換を実施しました。 | ○ | ○ | 引き続き議会モニターとの意見交換会を実施し、出された意見を議論し、必要に応じて議会運営に反映させることとします。 |
| | (8) 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める | 要綱整備済みです。（平成26年） | ○ | ○ | 今後、費用弁償について検討を要すると考えます。 |

3 議会及び議員と町長等の関係

| 区分 | 評価項目 | 現状 | R3 | R4 | 対応 |
|--------------------------|---|---|----|----|-----------------------------------|
| 第5条 議会及び議員と 町長等の関係 | (1) 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う | 議案に対する質疑及び一般質問を一問一答方式で実施しています。 | ◎ | ◎ | |
| | (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要求された町長等は、論点、争点を明らかにするために、議員の質問に対して反問することができる | 4年度は反問権の適用はありませんでした。 | — | — | |
| 第6条 町長による政策等の形成過程 | 町長等が提案する政策、計画、施策又は事業等について、議会が必要と認めた場合は、次に掲げる事項について町長等に説明を求めるものとする ① 政策等の根拠 ② 提案に至るまでの経緯 ③ 他の自治体の類似する政策等との比較検討 ④ 町民参加の実施の有無とその内容 ⑤ 総合計画基本構想との整合性 ⑥ 関係法令及び条例 ⑦ 政策等の実施に係る財源措置 ⑧ その他議会が必要と認める事項 | 新年度の主要事業等については、定例会前の全員協議会において説明を求めていきます。また、各事業については予算・決算審議のなかで詳細な説明を求めています。なお本条文に定める全事項について説明を求めた事例はありません。 | △ | △ | 本条を適用する条件について、研究し具體化する必要があると考えます。 |
| 第7条 予算及び決算における説明資料 | 予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じてわかりやすい施策別又は事業別の説明資料を提出するよう町長等に求めるものとする | ・2月6日と2月16日に合同委員会を開催し、各課から主要施策の説明を求めました。また、全議員で主要な事業予定の現場を調査しました。 ・3月定例会では、予算特別委員会の審査結果報告として、予算執行に対し7点の意見を付しました。 | ○ | ○ | 今後も、第6条とあわせ施策の監視・提言に努めます。 |

4 自由討議の拡大

| 区分 | 評価項目 | 現状 | R3 | R4 | 対応 |
|------------------------|---|--|----|----|-------------------------------|
| 第8条 自由討議による 合意形成 | (1) 議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において審議し、結論を出す場合、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成する | 議会に上程されたすべての議案に対し自由討議を実施しています。予算・決算特別委員会においても採決前に自由討議を実施しています。 | ○ | ○ | 今後も取り組みを継続します。 |
| | (2) 町長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない | ・議会運営委員会には総務課長のみの出席を求めていました。 ・本会議は従前と変更ありません。 ・臨時議会は、議案に関する部署のみ出席を求めていました。 | ○ | ○ | 今後も本条の理念に基づき運営します。 |
| | (3) 前2項による議員相互の自由な討議を行い、議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする | 提出議案に対する自由討議と、予算・決算特別委員会においても採決前に自由討議を実施していますが、政策にかかる議案の提出には至っていません。 | △ | △ | 積極的な提言活動ができるよう努めます。 関連：第9条 |

5 委員会の活動

| 区分 | 評価項目 | 現状 | R3 | R4 | 対応 |
|---------------|---|--|----|----|---|
| 第9条 委員会の活動 | (1) 所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする | コロナ感染が続く中でしたが、各委員会では年間計画を策定し、重点課題等の調査および視察等を実施しました。 | △ | △ | 所管事務について、調査にもとづく積極的な提言を行うよう努めます。 |
| | (2) 参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする | 実施していません | × | × | 議会の能力向上を図る点でも、今後の積極的な活用が求められます。 |
| | (3) 年度当初にその年度の活動内容について十分な検討を行い、委員会における活動計画を策定するものとする | 各委員会で活動計画を策定しています。 | ○ | ○ | コロナ禍や改選年度の委員会活動のありかたについて、検討が必要と考えます。 |
| | (4) 視察を行ったときは、その内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を必要に応じて設けるものとする | 視察を行った際は、各委員会で取りまとめの会議を開き、定例会初日に委員長報告を実施しています。また、各委員会とも、必要に応じ関係部署と意見交換を行っています。 | ○ | ◎ | 現在は宿泊を伴う視察のみ復命書を提出していますが、日帰りの視察についても検討が必要と考えます。 |
| | (5) 委員長は、委員会審査報告を行うときは、委員会審査の内容が町民に対して分かりやすい報告となるよう努めるものとする | 条文の趣旨に基づき実施しているものと考えます。 | ○ | ○ | |

6 議会及び議会事務局の体制整備

| 区分 | 評価項目 | 現状 | R3 | R4 | 対応 |
|--------------------|--|---|----|----|---|
| 第10条 議員研修の充実強化 | (1) 議員の政策立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする | 4年度は、3町合同の研修会や町村議長会主催の研修など3件を受講しました。このほか、広報委員会は福岡県町村議長会主催の研修会及び全国広報研修会(正副委員長)を受講しました。また、全員協議会では、地球温暖化防止活動推進員を講師に招いての研修会を実施しました。 | ○ | ○ | 令和5年度は改選期でもあり、多様な研修手段を検討します。 |
| | (2) 前項の目的を達成するため、議会は、広く各分野の専門家による議員研修の場を積極的に設けるものとする | 3町議会の合同で、議会の権限や責務に関する研修会を実施しました。 | ○ | ○ | 同上 |
| 第11条 議会事務局の体制整備 | 議長は、議会及び議員の政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする | 事務局は、2年度に会計年度任用職員を1名増員し3名体制としました。 | ○ | ○ | 今後も3名体制を維持して、委員会や議員へのサポートができるように努めます。 |
| 第12条 議会広報の充実 | (1) 「議会だより」で、議案に対する各議員の態度を公表する等、情報の提供をするものとする。なお、「議会だより」発行にあたっては、定例会終了後速やかに発行するものとする | ・議案に対する議員の賛否を公開しています。本会議の討論は要旨を掲載しています。 ・閉会後約40日で発行しています。 | ◎ | ◎ | 今後もできるだけ迅速に発行するよう努めます。また、情報公開や速報性という点から、インターネットの活用も重視します。 |
| | (2) 情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする | インターネットでの議会中継や、フェイスブックによる情報発信を実施しています。 | ○ | ○ | インターネットによる情報公開や、速報性を生かした告知、結果通知など、多様な情報手段の活用に努めます。5年度はWebコンテンツの充実を図ります。 |

7 議員の身分及び待遇、政治倫理

| 区分 | 評価項目 | 現状 | R3 | R4 | 対応 |
|-----------------|---|---|----|----|---|
| 第13条 議員定数 | 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする | R2年度の議会改革特別委員会における議論では、現行の定数が適切との意見が多数でした。 | — | — | |
| 第14条 議員報酬 | 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする | 4年度は特に議論ありませんでした。 | — | — | 5年度に先進地視察を実施し、定数や報酬のありかたについて議論を重ねる予定です。 |
| 第15条 議員の政治倫理 | その活動に公正性と透明性を確保するため、大刀洗町政治倫理条例を遵守しなければならない | 政治倫理条例にもとづき、年1回の資産報告を実施しています。この1年間、政治倫理に関して特に問題とされた事案はありませんでした。 | ◎ | ◎ | 今後も同条例の遵守に努めます。 |

8 最高規範性と見直し手続き

| 区分 | 評価項目 | 現状 | R3 | R4 | 対応 |
|----------------|---|---|----|----|--|
| 第16条 最高規範性 | (1) この条例は、議会における最高規範であって、議会は、条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない | 本条文に反する条例等は制定していないと考えます。 | ◎ | ◎ | |
| | (2) この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない | 改選後の全員協議会において実施しており、令和4年度は評価対象外です。 | — | — | |
| 第17条 見直し手続き | (1) この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において不断に検証するものとする | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度より、評価の基準（3段階から4段階へ）の見直しとともに、議会モニターの意見も参考に評価を実施しています。 インターネットで検証結果の全文を公開するほか、議会だよりに要旨を掲載しました。 | ◎ | ◎ | |
| | (2) 前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする | <ul style="list-style-type: none"> 検証結果については議会運営委員会がとりまとめ、全員で協議のうえ決定しています。 条例の改正はありませんでした。 | — | — | これまで条例改正の検討は行っていませんが、必要に応じて条文の見直しや整理を検討したいと考えます。 |
| | (3) 条例を改正する場合には、本会議において、改正理由及び背景を詳しく説明しなければならない | <ul style="list-style-type: none"> 条例の改正はありませんでした。 | — | — | 今後も条文の理念に基づき運営します。 |